現地審査の費用に関する規程

（趣旨）

第１条 この規程は、「プライバシーマーク付与適格性審査に関する約款」 に基づき、当審査機関の現地審査の費用に関して定めることを目的とする。

（現地審査の費用）

第２条 当審査機関のＰマーク審査部長は、付与に係わる費用（申請料、審査料、再審査の審査料、付与登録料等）とは別に、申請事業者に対して現地審査の費用として次の請求をする。 この費用には、現地審査対象地までの交通費や審査員の宿泊費及び日当等を全て含むものとする。なお、現地審査対象地が、離島の場合、県庁所在地等の主要駅から公共交通機関（タクシーを除く）を利用して到着できない場合又は「想定宿泊数」を超える宿泊を要する場合は、別途協議するものとする。

現地審査対象地	想定宿泊数	現地審査の費用
北海道	1 泊	20 万円
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	1 泊	8 万円
茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県	なし	3 万円
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	なし	1 万円※
富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	1 泊	10 万円
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	1 泊	12 万円
沖縄県	1 泊以上	別途お見積り

※埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の現地審査の費用は、当分の間、これを請求しないこととする。

2. 申請事業者の都合により予定されていた現地審査を取りやめた場合で、交通費や宿泊費、日当等（キャンセル費用を含む）が発生したときは、第１項の費

用とは別に現地審査を取りやめたために発生した費用を請求することができる。

（請求および振込）

第３条　現地審査の費用は現地審査前に請求する。

2. 請求を受けた事業者は、期日までに指定する金融機関に現地審査の費用を振り込むものとする。ただし、振込費用は申請事業者の負担とする。
3. 現地審査後に、対象地の変更等で現地審査の費用の精算が必要になった場合は、双方協議の上、精算するものとする。

（審査の中止）

第４条 期日を過ぎて現地審査費等の振込のない間は、当審査機関は審査を中止することができる。

（規程の公表）

第５条 この規程は、一般財団法人日本データ通信協会のウェブサイト上で公表する。

（改定）

第６条　この規程の改定は、当審査機関のＰ マーク審査部で行い、理事長の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、2023 年 5 月 1 日から施行する。